

福岡県総合評価技術委員会について

平成18年12月14日
18管第8133号
総務部長通知

本庁各部各課（室）長
警察本部長
教 育 長
各委員会（委員）事務局長
県議会事務局長
各出先機関の長

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成18年5月23日閣議決定）において、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の導入が求められているとともに、総合評価方式による入札に当たっては、地方自治法施行令第167条の10の2第4項により学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととなっていることから、別紙のとおり「福岡県総合評価技術委員会要綱」を制定しましたので、通知します。

福岡県総合評価技術委員会要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の主旨を踏まえ、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき意見を聴取する学識経験を有する者（以下「委員」という。）で構成する福岡県総合評価技術委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員及び任期等)

第2条 委員は、公正中立の立場で意見を述べることができる学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、原則として2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げない。

(委員長)

第3条 委員長は、委員の内から委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第4条 委員会は、福岡県が実施する総合評価方式の実施方針の策定及び複数の工事に共通する評価の方法、その他必要があると認めるときは、意見を述べるものとする。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立するものとする。

(小委員会)

第5条 福岡県が発注する総合評価方式の個別工事に関し次に定めるとき、委員会に小委員会を設置するものとする。

一 総合評価方式を行おうとするとき。

二 総合評価方式において落札者決定基準を定めようとするとき。

三 総合評価方式において落札者を決定しようとするとき。

2 小委員会の委員は、前項に関して意見を述べるものとする。

3 小委員会の委員は、委員長が委員の内からその都度指名する。

4 小委員会は、原則2名の委員にて構成する。

(守秘義務)

第6条 委員は、知り得た個別企業に係る情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、当該対象工事を発注する本庁課・室又は事務所の協力を得て、総務部財産活用課、農林水産部農山漁村振興課、県土整備部企画交通課及び建築都市部建築都市総務課が協力して行う。この場合において、各委員会における事務に必要な資料の作成は、当該対象工事を発注する本庁課・室又は事務所が行う。

(事務局)

第8条 事務局は、県土整備部企画交通課技術調査室に置く。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、知事が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月14日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日19管第9601号の3総務部長通知)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。